

ナブテスコグループ安全保障貿易管理・経済制裁対応基本方針

## 第1章 総則

1. ナブテスコ株式会社およびそのグループ会社（以下総称して「ナブテスコグループ」という。）は、国際社会における平和と安全を維持するため、軍事転用可能なナブテスコグループの製品、技術、サービスなどが大量破壊兵器の開発や通常兵器の過剰な蓄積等を行っている国家やテロリストの手に渡らないよう、厳格な管理体制を構築し、適切な安全保障貿易管理を行います。また、各国・各地域が国際法違反など国際社会における平和と安全を妨げる行為などを理由として行う経済制裁に関する法令を遵守します。

## 第2章 安全保障貿易管理

### 2. 安全保障貿易管理関連法令の遵守

ナブテスコグループ各社は、関連事業を展開し、または展開しようとする各国・各地域においてナブテスコグループ各社に適用される安全保障貿易管理に関する法令（外国為替及び外国貿易法、U.S. Export Administration Regulations、Regulation (EU) 2021/821 を含むが、これらに限られない。以下「安全保障貿易管理関連法令」という。）、およびナブテスコグループ倫理規範を含む関連社内規程を遵守します。

### 3. 安全保障貿易管理関連法令に違反する取引の禁止

ナブテスコグループは、安全保障貿易管理関連法令で規制される貨物および技術（ソフトウェアを含む。）について、規制されている国・地域、または用途もしくは需要者等に対し、直接か間接かを問わず、当該規制に違反して貨物の輸出・再輸出および技術の提供・再提供（みなし輸出・みなし再輸出を含む）または仲介貿易取引および技術の仲介取引（以下「輸出等」という。）をしません。また、安全保障貿易管理関連法令の回避および迂回行為には関与しません。

### 4. 安全保障貿易管理関連法令に違反しないための体制

ナブテスコグループは、次の方針に従い、安全保障貿易管理を行います。

#### (1) 厳格な安全保障貿易管理

安全保障貿易管理関連法令で規制される貨物または技術の輸出等を継続的に行うグループ会社によっては、取引の実態およびリスクの程度に応じて、安全保障貿易管理に関する社内規程を定め、その会社の経営責任者を安全保障貿易管理の最高責任者とした体制のもと、厳格に安全保障貿易管理を行います。

## (2) 記録の保管

ナブテスコグループは、安全保障貿易管理関連法令を遵守するための対応の記録を、適用される安全保障貿易管理関連法令および社内規程に従って適切に保管します。

## 第3章 経済制裁対応

### 5. 経済制裁関連法令の遵守

ナブテスコグループ各社は、関連事業を展開し、または展開しようとする各国・各地域においてナブテスコグループ各社に適用される経済制裁に関する法令等（以下「経済制裁関連法令」という。）および関連社内規程を遵守します。

### 6. 経済制裁関連法令に違反する取引の禁止

ナブテスコグループは、経済制裁関連法令で定める制裁対象国・地域および制裁対象者との取引（入金、支払処理等を含む。）ならびに経済制裁の回避および迂回行為に関与しないよう、リスクベースアプローチのもと、取引関係者（個人、団体、船舶および航空機を含む。）が関係法域の経済制裁対象者に該当しないかの確認を含め、制裁リスクについて適切な評価を行い、懸念がある場合は当該取引を回避するよう最大限努めます。

## 第4章 その他

### 7. 監査

ナブテスコグループは、本基本方針が適切に遵守されていることを確認するため、取引の実態およびリスクの程度に応じて監査を行います。

### 8. 教育

ナブテスコグループは、安全保障貿易管理関連法令、経済制裁関連法令および本基本方針遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、計画的に教育訓練を行います。

### 9. 相談

役員および社員は、安全保障貿易管理関連法令または経済制裁関連法令の適用に関する疑義がある場合には、ナブテスコ株式会社法務・コンプライアンス部またはナブテスコグループ各社のコンプライアンスを担当する部署に相談します。また、これらに違反する事実またはそのおそれを認識した場合には、適用される社内規程に従い、直ちに報告します。